

JAネットバンク利用規定の一部改正について
(2020年7月20日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
<p>第1条 「JA ネットバンク」 「JA ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンや携帯電話など当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、<u>カードローンに関する手続を行うサービス</u>、その他当会所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申し込みを行い、かつ当会が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。</p> <p>第2条 サービス取扱時間 ～ (省略)</p> <p>第4条 本人確認</p> <p>第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等 1. ～ (省略) 3.</p> <p>4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当会は責任を負いません。 (1) 以下の金額が支払元の貯金口座(以下、「支払指定口座」といいます)の支払可能残高(当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます)を超えるとき。 a ～ (省略) d <u>e カードローン返済手続の処理時における返済金額</u></p>	<p>第1条 「JA ネットバンク」 「JA ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンや携帯電話など当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申し込みを行い、かつ当会が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。</p> <p>第2条 サービス取扱時間 ～ (省略)</p> <p>第4条 本人確認</p> <p>第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等 1. ～ (省略) 3.</p> <p>4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当会は責任を負いません。 (1) 以下の金額が支払元の貯金口座(以下、「支払指定口座」といいます)の支払可能残高(当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます)を超えるとき。 a ～ (省略) d (追加)</p>

改正	現行
<p>(2) ～ (省略) (6)</p> <p>5. (省略)</p> <p>第6条 照会サービス ～ (省略)</p> <p>第10条 ローン繰上返済サービス</p> <p><u>第11条 カードローンサービス</u> <u>1. カードローンサービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口座について、契約内容照会、借入、返済等を行うことができるサービスをいいます。</u> <u>2. 本サービスの対象となるカードローンは、当会が定めるものに限るものとし、また、対象となるカードローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。</u> <u>3. 本サービスによる借入は、当会所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。</u> <u>4. 本サービスによる返済は、当会所定の金額範囲内で、サービス利用対象口座のうちカードローン契約時に契約者が指定した口座から、任意の金額を貸越元金の返済に充当します。</u></p> <p>第12条 取引内容の記録等 (省略)</p> <p>第13条 月額手数料等 (省略)</p> <p>第14条 パスワードの管理、セキュリティ等 (省略)</p> <p>第15条 解約等 (省略)</p> <p>第16条 移管 (省略)</p> <p>第17条 免責事項 1. (省略) 2. (省略)</p>	<p>(2) ～ (省略) (6)</p> <p>5. (省略)</p> <p>第6条 照会サービス ～ (省略)</p> <p>第10条 ローン繰上返済サービス</p> <p>(追加)</p> <p>第11条 取引内容の記録等 (省略)</p> <p>第12条 月額手数料等 (省略)</p> <p>第13条 パスワードの管理、セキュリティ等 (省略)</p> <p>第14条 解約等 (省略)</p> <p>第15条 移管 (省略)</p> <p>第16条 免責事項 1. (省略) 2. (省略)</p>

改正	現行
<p>3. 当会が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当会は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。</p> <p>ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第18条による補てんの請求をすることができます。</p> <p>4. ~ (省略)</p> <p>9.</p> <p>第18条 本サービスの不正使用による振込等 (省略)</p> <p>第19条 届出事項の変更等 (省略)</p> <p>第20条 通知・告知手段 (省略)</p> <p>第21条 海外からの利用 (省略)</p> <p>第22条 サービスの追加 (省略)</p> <p>第23条 サービスの休止 (省略)</p> <p>第24条 サービスの廃止 (省略)</p> <p>第25条 本規定の変更</p> <p>1. 当会は、第22条・第24条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>3. 当会が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当会は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。</p> <p>ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第17条による補てんの請求をすることができます。</p> <p>4. ~ (省略)</p> <p>9.</p> <p>第17条 本サービスの不正使用による振込等 (省略)</p> <p>第18条 届出事項の変更等 (省略)</p> <p>第19条 通知・告知手段 (省略)</p> <p>第20条 海外からの利用 (省略)</p> <p>第21条 サービスの追加 (省略)</p> <p>第22条 サービスの休止 (省略)</p> <p>第23条 サービスの廃止 (省略)</p> <p>第24条 本規定の変更</p> <p>1. 当会は、第21条・第23条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>2. (省略)</p>

改正	現行
<p>第 <u>26</u> 条 業務委託の承諾 (省略)</p> <p>第 <u>27</u> 条 関係規定の適用・準用 (省略)</p> <p>第 <u>28</u> 条 契約期間 (省略)</p> <p>第 <u>29</u> 条 譲渡、質入れ等の禁止 (省略)</p> <p>第 <u>30</u> 条 準拠法・合意管轄 本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当会本店の所在地を管轄する管轄裁判所とします。</p> <p><u>本規定の当会所定の内容については、JAネットバンクホームページの掲載内容により確認してください。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 <u>25</u> 条 業務委託の承諾 (省略)</p> <p>第 <u>26</u> 条 関係規定の適用・準用 (省略)</p> <p>第 <u>27</u> 条 契約期間 (省略)</p> <p>第 <u>28</u> 条 譲渡、質入れ等の禁止 (省略)</p> <p>第 <u>29</u> 条 準拠法・合意管轄 本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当会本店の所在地を管轄する管轄裁判所とします。</p> <p>(追加)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

改正	現行											
(削除)	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 当会所定事項について </div> <p>1 <u>本サービスにおける当会所定事項は下表のとおりとします。</u></p> <p>2 <u>本所定事項は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、本所定事項の各事項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとしてします。</u></p> <p>3 <u>前項による本所定事項の変更は、変更後の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとしてします。</u></p> <p>4 <u>当会所定事項については、契約者が本サービスの利用申し込みの際に、同意のうえ承諾したものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">条・項</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1条</td> <td style="text-align: center;"><u>使用できる端末機器について</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>ご使用いただけるパーソナルコンピュータ (パソコン)、OS、ブラウザについては、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</u> ◆ <u>ご使用いただける携帯電話は、次のとおりとなっております。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>NTTドコモ「iモード」</u> ○ <u>au「EZ web」</u> ○ <u>ソフトバンク「Yahoo!ケータイ」</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>利用できるサービスについて</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>次のサービスがご利用いただけます。</u> <u>残高照会サービス、入出金明細照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金の払込みサービス、定期貯金サービス、ローン繰上返済サービス、等々</u> ◆ <u>詳しくは、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</u> </td> </tr> <tr> <td>第2条</td> <td style="text-align: center;"><u>サービス利用時間について</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>平日・土曜日・祝日：0時40分から23時40分まで</u> <u>日曜日：6時30分から23時40分まで</u> ◆ <u>ただし、次の特定日等につきましては、本サービスを停止、またはご利用時間を短縮いたします。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ご利用時間の短縮</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1・5・8・10月の第3土曜日 …0時40分～21時00分</u> ・ <u>上記土曜日の翌日曜日 …8時00分～23時40分</u> ・ <u>1月1日～1月3日 …8時00分～19時00分</u> ・ <u>5月3日～5月5日、第1・第3月曜日 …6時00分～23時40分</u> ◆ <u>祝日または5月3日～5月5日が日曜日と重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	条・項	項 目	内 容	第1条	<u>使用できる端末機器について</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>ご使用いただけるパーソナルコンピュータ (パソコン)、OS、ブラウザについては、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</u> ◆ <u>ご使用いただける携帯電話は、次のとおりとなっております。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>NTTドコモ「iモード」</u> ○ <u>au「EZ web」</u> ○ <u>ソフトバンク「Yahoo!ケータイ」</u> 	<u>利用できるサービスについて</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>次のサービスがご利用いただけます。</u> <u>残高照会サービス、入出金明細照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金の払込みサービス、定期貯金サービス、ローン繰上返済サービス、等々</u> ◆ <u>詳しくは、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</u> 	第2条	<u>サービス利用時間について</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>平日・土曜日・祝日：0時40分から23時40分まで</u> <u>日曜日：6時30分から23時40分まで</u> ◆ <u>ただし、次の特定日等につきましては、本サービスを停止、またはご利用時間を短縮いたします。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ご利用時間の短縮</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1・5・8・10月の第3土曜日 …0時40分～21時00分</u> ・ <u>上記土曜日の翌日曜日 …8時00分～23時40分</u> ・ <u>1月1日～1月3日 …8時00分～19時00分</u> ・ <u>5月3日～5月5日、第1・第3月曜日 …6時00分～23時40分</u> ◆ <u>祝日または5月3日～5月5日が日曜日と重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。</u>
条・項	項 目	内 容										
第1条	<u>使用できる端末機器について</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>ご使用いただけるパーソナルコンピュータ (パソコン)、OS、ブラウザについては、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</u> ◆ <u>ご使用いただける携帯電話は、次のとおりとなっております。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>NTTドコモ「iモード」</u> ○ <u>au「EZ web」</u> ○ <u>ソフトバンク「Yahoo!ケータイ」</u> 										
	<u>利用できるサービスについて</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>次のサービスがご利用いただけます。</u> <u>残高照会サービス、入出金明細照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金の払込みサービス、定期貯金サービス、ローン繰上返済サービス、等々</u> ◆ <u>詳しくは、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</u> 										
第2条	<u>サービス利用時間について</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>平日・土曜日・祝日：0時40分から23時40分まで</u> <u>日曜日：6時30分から23時40分まで</u> ◆ <u>ただし、次の特定日等につきましては、本サービスを停止、またはご利用時間を短縮いたします。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ご利用時間の短縮</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1・5・8・10月の第3土曜日 …0時40分～21時00分</u> ・ <u>上記土曜日の翌日曜日 …8時00分～23時40分</u> ・ <u>1月1日～1月3日 …8時00分～19時00分</u> ・ <u>5月3日～5月5日、第1・第3月曜日 …6時00分～23時40分</u> ◆ <u>祝日または5月3日～5月5日が日曜日と重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。</u> 										

改正	現行		
(削除)	条・項	項 目	内 容
	第2条	サービス利用時間について	◆ <u>上記以外に、当会の都合により事前周知された特定日・時間帯についても休止となる場合があります。</u>
	第3条 2項	サービス利用対象口座の貯金種類および指定できる口座数について	◆ <u>普通貯金、当座貯金、貯蓄貯金、定期貯金をご指定いただけます。</u> ◆ <u>代表口座には、普通貯金、当座貯金をご指定いただけます。</u> ◆ <u>代表口座（1口座のみ）を含め20口座までご指定いただけます。</u> ◆ <u>詳しくは、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</u>
	第3条 3項	本サービス利用開始時の設定について	◆ <u>「操作手引き」、「操作ヘルプ画面」をご覧ください。</u>
		振込手数料について	◆ <u>ホームページをご覧ください。</u> ◆ <u>振替については、手数料はいただきません。</u>
		振込・振替指定日について	◆ <u>依頼日当日および依頼日の翌営業日以降5営業日をご指定いただけます（ただし、携帯電話からの当日扱いの振込・振替は、平日15時までに受付したものに限りです）。</u>
	第7条	振込・振替限度額について	◆ <u>ワンタイムパスワードご利用のお客さまの1日当たりの振込・振替限度額は、サービス利用対象口座の各々について、最高500万円までの範囲で1万円単位に任意にご指定いただけます。</u> ◆ <u>ワンタイムパスワード未利用のお客さまの1日あたりの振込・振替の限度額は、利用対象口座ごとに最高20万円までとなります。</u> ◆ <u>また、ワンタイムパスワードまたはメール通知パスワードのいずれも未利用の場合は、振込・振替が出来ません（当会窓口にてご登録いただいている先へのお振込は、お振込限度額の範囲で可能です）。</u>
		組戻手数料等について	◆ <u>振込・振替実行後の依頼内容の変更または組戻しの手続は、契約者が振込・振替依頼時に支払指定口座として指定した貯金口座の属する当会店舗で受け付けます。</u> ◆ <u>組戻手数料については、当該店舗にご確認ください。</u>
	第8条 1項	収納機関について	◆ <u>別表をご覧ください。</u>
	第9条 3項、 5項	定期貯金商品について	◆ <u>本サービス定期貯金預入の商品選択画面における「定期商品の内容はこちら」のリンク先ページをご覧ください。</u>
第10条 1項、3項	繰上返済サービスの対象とするローンについて	◆ <u>「利息後取」、「約定返済残回数が2回以上」、「証書貸付」等の当会が定める条件のローンといたします。</u>	

改正	現行		
(削除)	条・項	項 目	内 容
	第10条3項	繰上返済手数料について	◆ 無料といたします。
	第12条1項	月額手数料について	◆ 月額手数料については、当面「無料」といたします。 ◆ 引き落とし日は、毎月20日といたします。
	第13条2項	「ログインID」、「パスワード」の変更について	◆ ログイン後のメニュー画面からご変更いただけます。 ◆ 詳しくは、「操作手引き」、「操作ヘルプ画面」をご覧ください。
	第13条4項	サービス利用停止にかかる本サービスの再開（パスワードの再設定を含みます）について	◆ 一旦、本サービスをご解約のうえ、再度、お申し込みの手続きを行ってください。 ◆ また、パスワードの再設定については、上記のお申込手続きに改めてご登録いただきます。
	第13条4項	パスワード盗難時等に関する問合せについて	◆ パスワード盗難時等に関する緊急時のサービス利用停止については、24時間365日受付しております。 問合せ先 ヘルプデスク 0120-058-098 ◆ 本サービスの利用を再開する場合には、一旦、本サービスをご解約のうえ、再度、お申し込みの手続きを行ってください。 <利用および操作方法に関する受付時間> ヘルプデスクでは、利用および操作方法についても以下のとおり受け付けております。なお、1月1日は終日、受付をしておりません。 ○ 平日：9時～21時 ○ 土日・祝祭日：9時～17時
	第19条2項	商品・サービスのご提案に関する配信停止	◆ 重要な通知又は告知等に関する事項を除き、商品・サービスのご提案に関する配信の停止については、端末機器の画面上の「ご利用サービスの変更」から、「メールアドレス変更」画面の「各種配信サービスの設定変更を行う」の項目において、DM（Eメール）送信を受け取らない設定が可能となります。

改正	現行																												
(削除)	別表																												
	収納機関一覧表																												
	<官公庁等>																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">対象料金等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務省</td> <td>行政手数料、会計センター扱い歳入金、関税 等</td> </tr> <tr> <td>国税庁</td> <td>申告所得税、消費税、源泉所得税 等</td> </tr> <tr> <td>総務省</td> <td>電波利用料</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>労働保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、船員保険料 等</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>施設利用料、放置違反金、自動車税 等</td> </tr> <tr> <td>(一社)地方税電子化協議会</td> <td>法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税 等</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象料金等	財務省	行政手数料、会計センター扱い歳入金、関税 等	国税庁	申告所得税、消費税、源泉所得税 等	総務省	電波利用料	厚生労働省	労働保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、船員保険料 等	埼玉県	施設利用料、放置違反金、自動車税 等	(一社)地方税電子化協議会	法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税 等														
	名称	対象料金等																											
	財務省	行政手数料、会計センター扱い歳入金、関税 等																											
	国税庁	申告所得税、消費税、源泉所得税 等																											
	総務省	電波利用料																											
	厚生労働省	労働保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、船員保険料 等																											
	埼玉県	施設利用料、放置違反金、自動車税 等																											
	(一社)地方税電子化協議会	法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税 等																											
	<民間企業>																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">対象料金等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国健康保険協会</td> <td>任意継続健康保険料、船員保険疾病任意継続健康保険料 等</td> </tr> <tr> <td>NTTドコモ</td> <td>携帯電話料金 等</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>携帯電話料金 等</td> </tr> <tr> <td>NHK</td> <td>放送受信料</td> </tr> <tr> <td>NTTファイナンス株式会社</td> <td>固定電話料金、インターネット回線料金、携帯電話料金 等</td> </tr> <tr> <td>ウェルネット</td> <td>高速バスチケット代金、航空代金 等</td> </tr> <tr> <td>トランスファーネット</td> <td>自賠償保険代理店が収納した保険料の保険会社への収納、航空券代金、JALグループの各種チケット決済 等</td> </tr> <tr> <td>株式会社ペイジェント</td> <td>モバオク（ケータイオークションサイト）等の代金回収</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJニコス株式会社</td> <td>商品販売代金の収納代行、共済掛金</td> </tr> <tr> <td>株式会社イーコンテクト</td> <td>インターネット上での物販 等</td> </tr> <tr> <td>ペリトランス株式会社</td> <td>インターネット上での物販 等</td> </tr> <tr> <td>株式会社エフレジ</td> <td>ふるさと納税、寄付金 等</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTデータ</td> <td>地方公金等の公金収納、NTTドコモ等の代金回収</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象料金等	全国健康保険協会	任意継続健康保険料、船員保険疾病任意継続健康保険料 等	NTTドコモ	携帯電話料金 等	KDDI株式会社	携帯電話料金 等	NHK	放送受信料	NTTファイナンス株式会社	固定電話料金、インターネット回線料金、携帯電話料金 等	ウェルネット	高速バスチケット代金、航空代金 等	トランスファーネット	自賠償保険代理店が収納した保険料の保険会社への収納、航空券代金、JALグループの各種チケット決済 等	株式会社ペイジェント	モバオク（ケータイオークションサイト）等の代金回収	三菱UFJニコス株式会社	商品販売代金の収納代行、共済掛金	株式会社イーコンテクト	インターネット上での物販 等	ペリトランス株式会社	インターネット上での物販 等	株式会社エフレジ	ふるさと納税、寄付金 等	株式会社NTTデータ	地方公金等の公金収納、NTTドコモ等の代金回収
	名称	対象料金等																											
	全国健康保険協会	任意継続健康保険料、船員保険疾病任意継続健康保険料 等																											
NTTドコモ	携帯電話料金 等																												
KDDI株式会社	携帯電話料金 等																												
NHK	放送受信料																												
NTTファイナンス株式会社	固定電話料金、インターネット回線料金、携帯電話料金 等																												
ウェルネット	高速バスチケット代金、航空代金 等																												
トランスファーネット	自賠償保険代理店が収納した保険料の保険会社への収納、航空券代金、JALグループの各種チケット決済 等																												
株式会社ペイジェント	モバオク（ケータイオークションサイト）等の代金回収																												
三菱UFJニコス株式会社	商品販売代金の収納代行、共済掛金																												
株式会社イーコンテクト	インターネット上での物販 等																												
ペリトランス株式会社	インターネット上での物販 等																												
株式会社エフレジ	ふるさと納税、寄付金 等																												
株式会社NTTデータ	地方公金等の公金収納、NTTドコモ等の代金回収																												